

別記様式 5

| | | |
|------------------|---|---------------|
| 被 処 分 者 | 認 定 証 番 号 | 愛媛県公安委員会 第44号 |
| | 自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号 | 有限会社西部代行 |
| | 主たる営業所が所在する市区町村 | 松山市 |
| 処 分 年 月 日 | 令和8年3月5日 | |
| 処 分 内 容 | 指示処分 | |
| 処 分 理 由 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12条に基づく損害賠償措置義務違反のため。 | |
| 根 拠 法 令 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律第12条及び第22条第2項 | |
| 処分を行った都道府県 | 愛媛県 | |